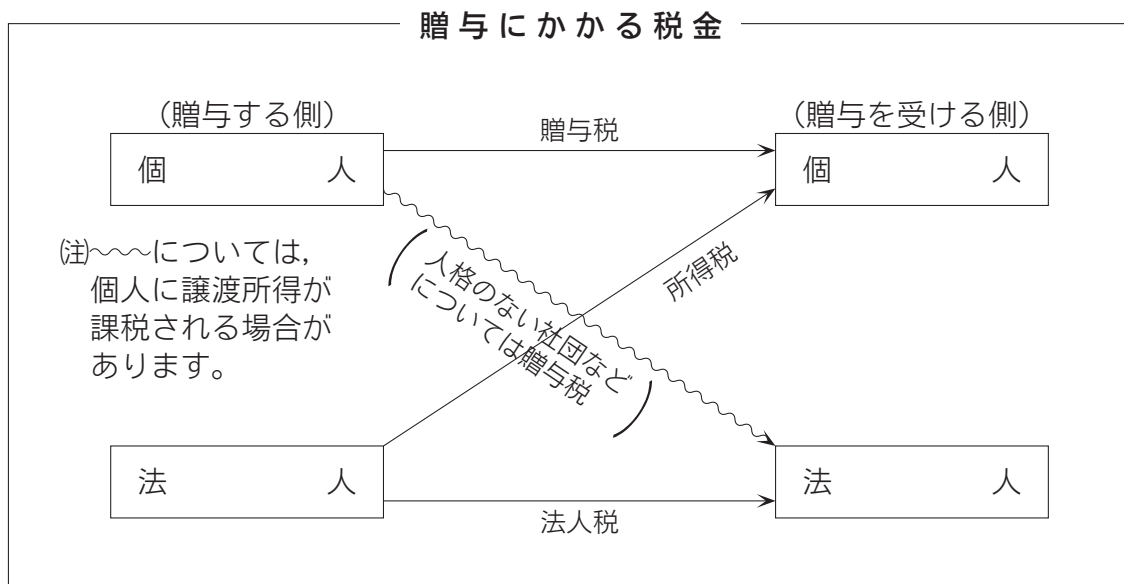


贈与税（国税）

土地、建物、現金、有価証券等の財産を無償でもらった人に課税される税金で、原則として、個人から個人への贈与が対象となります。

贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には「相続時精算課税」を選択することができます。



相続や遺贈によって遺産をもらった人には相続税が課税されますが、生前に贈与が行われると、それだけ相続財産が少なくなり、相続税が少なくてすむことになります。それでは生前に贈与を受けた人と受けなかった人との間には、税金の面で不公平が生ずることになります。そのため生前に贈与が行われた場合には贈与税が課税されるのです。

■贈与税の課税価格

$$\boxed{\text{受贈財産の総額}} - \boxed{\text{非課税財産の価額}} = \boxed{\text{贈与税の課税価格}}$$

1. 受贈財産の総額

受贈財産の総額とは、1月1日から12月31日までの1年間に、(1)贈与によりもらった財産及び (2)贈与によりもらったとみなされる財産の合計をいい、「財産」とは金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

(1) 贈与によりもらった財産

本来の贈与により取得した財産で、具体的には「相続や遺贈により取得した財産（8ページ参照）」に記載されているものです。

(2) 贈与によりもらったとみなされる財産

本来の贈与によって財産を取得していなくても、実質的に贈与と同じ経済的利益があるものについては、贈与によってもらったとみなされて、贈与税の課税対象となります。(みなし贈与財産)

具体的には次のような場合です。

- ① 信託契約により委託者以外の人が受益者となった場合
- ② 自分以外の者が掛金等を支払っていた生命保険金（相続を除きます。）、定期金を受け取った場合
- ③ 親が買った土地や家屋を子供の名義で登記したような場合
- ④ 財産を時価より安い値段で買った場合
- ⑤ 債務を免除してもらったり、引受してもらった場合
- ⑥ その他、金銭の形式的な貸借や特別の経済的利益を受けた場合

2. 非課税財産

(1) 非課税財産

課税対象から除かれる非課税財産には次のようなものがあります。

- ① 公益事業を行う者で一定の要件に該当する者が贈与を受けた財産のうち、その公益事業の用に供するもの
- ② 地方公共団体が、条例の規定により実施する特定の心身障害者共済制度により支給される給付金を受ける権利
- ③ 扶養義務者から生活費又は教育費として贈与を受けた財産のうち、通常必要と認められるもの
- ④ 公職選挙法に基づく選挙において、候補者が選挙運動のための贈与を受けた金品などで、同法の規定により報告がなされたもの
- ⑤ 社交上必要と認められる香典や贈答品

(2) 特別障害者の信託受益権に係る非課税制度

特別障害者が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合は、その信託受益権の価額のうち6,000万円までは贈与税の課税価格に算入されません。この適用を受けるには、申告が必要です。

3. 財産の価額

相続税の「財産の価額（10ページ参照）」と同じです。

■税額の計算方法

1. 暦年課税の場合

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 価 格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{配偶者 控 除} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基 礎 控 除 額} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{速算表 の 税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{速 算 控 除 額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{贈 与 税 額} \\ \hline \end{array}$$

(1) 各種控除

① 基礎控除

課税価格から、1年間110万円が基礎控除として控除されます。したがって、年間110万円以下の場合には、贈与税は課税されません。

② 配偶者控除

夫婦間の贈与で次のすべての要件に該当する場合には、贈与税の配偶者控除として基礎控除の110万円のほかに、その年分の課税価格から最高2,000万円が控除されます。

- a 贈与が行われた時における婚姻期間が20年以上であること。
- b 贈与された財産が、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること。
- c その贈与を受けた人が、翌年の3月15日（贈与税の申告期限）までに、贈与を受けた居住用不動産や贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産を、実際に居住用として使用するとともに、その後も引き続いて居住する見込みであること。
- d 過去において、同一配偶者間で、贈与税の配偶者控除の適用を受けていないこと。
- e 贈与税の申告書に、控除に関する明細その他一定の書類を添付して提出すること。

(2) 税率

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税については、最高税率の引き上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	一 般		直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円

1,500万円以下	(1,000万円超)	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下			(3,000万円超)	400万円	50%	415万円
4,500万円超					55%	640万円

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

〔計算例〕

平成26年に夫（婚姻期間30年）から居住用の土地と家（相続税評価額2,600万円）を贈与された場合

(課税価格) (配偶者控除) (基礎控除) (速算表の税率) (速算控除額) (税額)
 $(2,600万円 - 2,000万円 - 110万円) \times 30\% - 65万円 = 82万円$

2. 相続時精算課税制度を選択した場合

平成15年1月1日以後に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

なお、この制度の詳細については、税務署（57ページ）にお問い合わせください。

(1) 受贈者

贈与者の推定相続人である直系卑属で、かつ、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者

(2) 贈与者

贈与をした年の1月1日において65歳以上である者

(3) 適用手続

この制度の適用を受けようとする受贈者は贈与税の申告期限内に、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写しなど一定の書類を添付した当該贈与税の申告書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

(4) 贈与税額の計算

贈与財産の価額の合計額から2,500万円までの特別控除額を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

(5) 相続税額の計算

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額を加算して相続税額を計算し、相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。その際、控除しきれない贈与税相当額については還付を受けることができます。

(注) 平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税については、上記(1)受贈者、(2)贈与者が下記のように改正されています。

改正前	改正後
受贈者：20歳以上の推定相続人 贈与者：65歳以上の者	受贈者：20歳以上の推定相続人及び孫 贈与者：60歳以上の者

3. 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、20歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母など）から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、その贈与された者の贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の場合には、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

受贈者ごとの非課税限度額

贈与年分 住宅の種類	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

この軽減措置については、贈与税の申告書の提出期限内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

この特例は、直系尊属が贈与した年の1月1日において20歳以上の直系卑属への贈与に係る贈与税について適用されます。

適用対象となる住宅取得資金の範囲は、居住用家屋と同時に取得する敷地の取得、住宅の新築に先行してその敷地の用に供される土地等の取得及び居住用家屋の増改築を含みます。この特例については、贈与税の申告期限までに建物が屋根を有しているなど一定の要件があります。

なお、相続時精算課税における贈与者の年齢要件の特例（贈与者が65歳未満の場合でも住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合は相続時精算課税の適用が可能）は、平成26年12月31日まで適用することができます。

4. 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額（※1）から教育資金支出額（※2）（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

■申告と納税

贈与のあった年の翌年2月1日から3月15日までに贈与を受けた人の住所地の所轄税務署に申告して、納税します。

■贈与税のかからない「土地の無償利用」

親が所有している土地に子供が家を建てた場合等の使用貸借による土地の借り受けについては、その使用借地権を価額は零として取り扱われ、贈与税がかかりません。

消費税（国税）・地方消費税（県税）

消費税は、物品やサービスの売上げが課税の対象となります。その際、消費税の納税義務者は、建設、製造、卸、小売り、サービス業等の各事業者ですが、税金は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することとなります。

また、取引の各段階において仕入れに係る税額の控除をすることができ、生産、流通の過程で税が二重三重にかからない仕組みとなっています。

不動産については、家屋の譲渡、仲介手数料、建築工事費等は課税の対象とされ、土地の譲渡と貸付け、居住用家屋の貸付けについては、原則として非課税とされていますが、次のような場合には課税されます。

1. 駐車場として地面の整備やフェンス・区画等の設置を行っているものを貸す場合の地代（駐車場使用料：土地の貸付けでなく、施設の貸付けとなるため）
2. 貸付期間が1月に満たない一時使用の土地又は居住用家屋の貸付け

■税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税売上高}} \times \boxed{6.3\%} - \boxed{\text{課税仕入高}} \times \boxed{6.3\%} = \boxed{\text{消費税額}}$$

なお、地方消費税の税率が消費税額の17/63（消費税率換算で1.7%相当）とされていますから、消費税と地方消費税を合わせた税率は8%となります。

■消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり引き上げることとされました。

区 分 \ 適用開始日	現 行	平成27年10月 1 日
消 費 税 率	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

■中小事業者等に対する特例措置

1. 免税事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者。

ただし、基準期間がない法人のうち、事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の新設法人の設立当初2年間については、納税義務を免除しないこととされています。

また、平成25年1月1日以後に開始する年（法人の場合は事業年度）については、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、その課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

2. 簡易課税制度

「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出し、その選択した課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者のみ適用できます。

消費税額＝課税売上高×6.3%－[(課税売上高×6.3%)×みなし仕入率]

地方消費税額＝消費税額×17/63

納付税額＝消費税額＋地方消費税額

みなし仕入率

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業）	80%
第3種事業（製造業等）農林・漁業、建築業、製造業など	70%
第4種事業（その他）飲食店業、金融・保険業など	60%
第5種事業（サービス業等）運輸・通信業、不動産業、サービス業	50%

（注）2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、事業種類ごとの課税売上高に係る消費税額にそれぞれのみなし仕入率を掛けて計算します。

■申告期限と納税

1. 個人の事業者は、1月1日から12月31日までの分を翌年の3月31日までに税務署に申告して納めます。
2. 法人は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。